

薬局の業務を行う体制（勤務体制部分抜粋）

1	薬局の開店時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。
2	当該薬局において、調剤に従事する薬剤師の員数が当該薬局における一日平均取扱処方箋数を四十で除して得た数以上であること。
3	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師が勤務していること。
4	第二類医薬品又は第三類医薬品を販売する営業時間内は、常時、当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者が勤務していること。
5	調剤に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和が、当該薬局の開店時間の一週間の総和以上であること。
6	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
7	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する薬局にあつては、当該薬局において要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該薬局内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

上記以外にも指針・手順書の作成や従事者に対する研修の実施等が体制省令に定められています。

店舗販売業の業務を行う体制（勤務体制部分抜粋）

1	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。
2	第二類医薬品又は第三類医薬品を販売する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。
3	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。
4	要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

上記以外にも指針・手順書の作成や従事者に対する研修の実施等が体制省令に定められています。